

見附市快適空間づくり事業実施要領

平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、見附市及び新潟県が管理する道路、水路、公園、緑地、河川敷等（以下「公共空間」という）において、市民団体や地域住民等（以下「団体等」という）が、行政と連携し協働管理者として自発的に緑化・美化・清掃等をアダプト制により行うことで、綺麗で快適な環境と住みよいまちづくりと、良好な地域コミュニケーションの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「アダプト制」とは、団体等が自発的に公共空間の一定区域の緑化・美化・清掃等に関し、市と協働管理することをいう。

(活動内容)

第3条 アダプト制による活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共空間の緑化・美化・清掃に関すること
- (2) 公共空間の除雪に関すること
- (3) 公共空間の管理に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めたもの

(団体等の責務)

第4条 この事業を希望する団体等は、公共空間の一定区域において、1年以上の期間を通じて継続して活動するものとする。

(申込方法)

第5条 この事業を希望する団体等は、市長に見附市快適空間づくり事業申込書（様式第1号）、活動計画書（様式第2号）及び参加者名簿（様式第3号）を提出するものとする。

継続する場合は、活動計画書（様式第2号）、参加者名簿（様式第3号）を提出するものとする。

(協議)

第6条 市長は、前条の見附市快適空間づくり事業申込書の提出があったときには、活動計画等について団体等と協議するものとする。

(合意)

第7条 前条の協議により快適空間づくり事業に合意した団体等（以下「アダプト団体等」という）は、市長との間で合意書（様式第4号）を取り交わすものとする。

2 活動計画等合意の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ、合意内容を変更することができる。

3 市長は、アダプト団体等が合意書の内容を履行しない時、又は合意内容を逸脱した時は、合意内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。

(アダプトの解除)

第8号 市長は、アダプト団体等に対して、次のいずれかに該当する場合はアダプトの解除をすることができる。

- (1) アダプト団体等が、活動をやめるために、市長に見附市アダプト制解除申出書(様式第5号)を提出し、合意の解除を求めたとき。
- (2) アダプト団体等が、前条第3項の指導及び助言に従わないとき。

2 前項の規定により合意を解除するときは、アダプト団体等は活動箇所を現状に回復し、市長の承認を得なければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(支援)

第9条 市長は、アダプト団体等に対して、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 軍手、ごみ袋、スコップ、その他の清掃用具等の支給
- (2) 軽トラック、草刈機等の庁用備品の貸与
- (3) 除雪に必要な燃料費等の支援
- (4) 活動に伴うごみ処理に必要な支援
- (5) サインボードの設置(別紙 サインボードイメージ(例)参照)
- (6) 傷害保険の加入
- (7) 環境美化に必要な草花の支援
- (8) その他緑化・美化・清掃・除雪等に関して市長が必要と認めた支援

(報告)

第10条 アダプト団体等は、見附市快適空間づくり事業活動報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

報告は、様式第7号により詳細を活動ごとに提出し、年度末に様式第7号(事前に提出したものの写しで可)と別紙により、1年間の活動をあわせて報告するものとする。

(表彰)

第11条 市長は、アダプト団体等の活動が特に優れていると認められるときは、表彰することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 市民参加の「快適な空間づくり事業」実施要領(平成15年1月21日制定)(以下「旧要領」という)は、廃止する。
- 3 この要領施行の際、現に旧要領により締結されている協定は、この要領により合意されたとみなす。